田原市粗大ごみ等及び清掃ごみ等運搬車両貸渡事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が排出したごみを自ら運搬処理するために必要と される自動車(以下「レンタカー」という。)の貸渡しを実施することにより、 廃棄物の適正処理及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 粗大ごみ等 市内の一般家庭から排出された粗大ごみ及び剪定枝木をいう。
 - (2) 清掃ごみ等 市内の美化作業若しくは清掃作業又は災害復旧作業により 排出されたもやせるごみ、こわすごみ、粗大ごみ、資源ごみ、埋めるごみ 等をいう。
 - (3) 処理施設 田原市東部資源化センター、田原市赤羽根環境センター、田原市渥美資源化センター及び田原リサイクルセンター炭生館をいう。
 - (4) 公益活動 田原市市民協働まちづくり条例 (平成20年田原市条例第1 号) 第2条第4号に規定する市民公益活動をいう。

(貸渡車両)

第3条 貸渡しを行うレンタカーは、市が所有する軽四輪トラックとし、田原 市東部資源化センター、田原市赤羽根環境センター及び田原市渥美資源化セ ンターに各1台置くものとする。

(対象者)

- 第4条 レンタカーの貸渡しの対象者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市内に住所を有する個人

- (2) 公益活動における美化作業、清掃作業若しくは災害復旧作業に従事する個人又はこれらに従事する団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(対象事業)

- 第5条 レンタカーの貸渡しの対象となる事業は、次に掲げるものとする。
 - (1) 前条第1号又は第3号に規定する者による粗大ごみ等の処理施設への運搬処理(運搬する者自らが排出した粗大ごみ等に係るものに限る。)
 - (2) 前条第2号又は第3号に規定する者による清掃ごみ等の処理施設への運搬処理

(貸渡日及び貸渡時間)

- 第6条 レンタカーの貸渡日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - (1) 月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規 定する休日
 - (2) 12月31日から翌年1月5日までの日(処理施設が開場している日を除く。)
 - (3) レンタカーの検査、点検又は修理を行う日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が貸渡しを困難と認める日
- 2 レンタカーの貸渡時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から 午後4時30分までとし、1人又は1団体につき1台を半日単位で貸し渡す ものとする。

(貸渡料金)

第7条 レンタカーの貸渡しに係る料金の額は、別表に規定するレンタカーの 運転に要する保険料及び燃料費に相当する額(消費税及び地方消費税に相当 する額を含む。)とする。ただし、第5条第2号に掲げる事業の場合、その 全額を免除することができる。 2 前項ただし書の規定によりレンタカーの貸渡しに係る料金の免除を受けよ うとする者は、田原市粗大ごみ等及び清掃ごみ等運搬車両貸渡事業貸渡料金 免除申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(貸渡手続等)

- 第8条 レンタカーの貸渡しの予約は、貸渡しを希望する日の4週間前の日から申し込むことができる。ただし、予約したレンタカーの返還が完了するまでは、他の予約を申し込むことはできない。
- 2 レンタカーの貸渡しの場所は、田原市東部資源化センター、田原市赤羽根 環境センター及び田原市渥美資源化センターとする。
- 3 レンタカーの返還の場所は、前項の規定により貸渡しを受けた場所とする。
- 4 前3項に掲げるもののほか、レンタカーの予約の申込みその他の貸渡しに 係る手続等については、別に定める田原市貸渡約款によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第8条第1項の規定は、平成30年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

区 分	単 位	料金
保険料相当額	半日ごと(午前8時30分から正午まで又は	200円
	午後1時から午後4時30分まで。ただし、	
	貸渡しから返還までの時間が半日に満たない	
	場合は半日とみなす。)	
燃料費相当額	走行距離10kmごと(走行距離が10kmに満	100円
	たない場合は10kmとみなす。)	

別記様式(第7条関係)

田原市粗大ごみ等及び清掃ごみ等運搬車両貸渡事業 貸渡料金免除申出書

年 月 日

田原市長 殿

申出者 住所 氏名

電話

田原市粗大ごみ等及び清掃ごみ等運搬車両貸渡事業における貸渡料金の免除を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

貸渡日時	年 月 日() 時 分~ 時 分
貸渡場所	□ 東部資源化センター □ 赤羽根環境センター □ 渥美資源化センター
申出理由	□ 公益活動(ボランティア活動等)における美化作業又は清掃作業により排出されたごみの運搬に使用するため。 □ 災害復旧作業により排出されたごみの運搬に使用するため。
活動場所	